

平成九年政令第二百八十四号

航空法関係手数料令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額）

第一条 航空法（以下「法」という。）第三百三十五条第一項第一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。

（航空証明等に係る手数料の額）

第二条 法第三百三十五条第一項第二号から第六号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

（航空従事者技能証明等に係る手数料の額）

第三条 法第三百三十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

（航空機登録証明書の再交付に係る手数料の額）

第四条 法第三百三十五条第十二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 航空機登録証明書、航空証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者 五百五十円

二 航空従事者技能証明書の再交付を申請する者 千七百五十円

（空港等の検査等に係る手数料の額）

第五条 法第三百三十五条第十三号、第十四号、第十六号、第十八号又は第二十号に掲げる者（同項第十三号に掲げる者にあつては、空港等の設置の許可を申請する者に限る。）が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

第六条 法第三百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同項第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

第七条 法第三百三十五条第二十二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 学科試験を受けようとする者 五千六百円

二 実地試験を受けようとする者 四万九千三百円

（無人航空機の登録等に係る手数料の額）

第八条 法第三百三十五条第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円（法第三百三十二条の四第一項の登録又は法第三百三十二条の六第一項の登録の更新の申請（以下この条において「登録等の申請」という。）を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、二千円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が当該登録等の申請を電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）により行う場合における手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該登録等の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等

に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合その他これに類するものとして国土交通省令で定める場合 九百円（当該登録等の申請を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、八百九十円）

二 前号に掲げる場合以外の場合 千四百五十円（当該登録等の申請を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、千五十円）

（機体認証に係る手数料の額）

第九条 法第三百三十五条第二十五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三百三十二条の十三第五項第一号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（当該無人航空機について機体認証の申請を行う者が同時に当該無人航空機の型式と同一の型式の他の無人航空機について機体認証の申請を行う場合における当該他の無人航空機（以下この条において「追加機体」という。）にあつては、四万九千円）

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万四千円（追加機体にあつては、四万三千四百円）

ロ 法第三百三十二条の十三第五項第二号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の（i）又は（ii）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i）第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十四万千円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

（ii）（i）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）航空の用に供した無人航空機 一機につき百五十九万二千二百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき百五十九万三千円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

二 第二種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三百三十二条の十三第六項第一号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

ロ 法第三百三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の（i）又は（ii）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i）第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十四万千円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

（ii）（i）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）航空の用に供した無人航空機 一機につき百五十九万二千二百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき百五十九万三千円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

二 第二種機体認証 次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 法第三百三十二条の十三第六項第一号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

ロ 法第三百三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機 次の（1）又は（2）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1）第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）

（2）（1）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の（i）又は（ii）に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

（i）第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十四万千円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

（ii）（i）に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百五十円）

ロ 法第三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証又は第二種型式認証を受けた型式の無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 第二種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機 一機につき十二万円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき四万九千六百円を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

ハ イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第一種型式認証を受けた型式の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 航空の用に供した無人航空機 一機につき四万九千六百円（追加機体にあつては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき三千百円（追加機体にあつては、二千四百五十円）

(2) (1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額

(i) 航空の用に供した無人航空機 一機につき九万九千四百八十円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(ii) (i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機 一機につき九万九千二百九十円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(機体認証書又は型式認証書の再交付に係る手数料の額)

第十条 法第三十五条第一項第二十六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 機体認証書の再交付を申請する者 一機につき千六百五十円

二 型式認証書の再交付を申請する者 一件につき七百五十円

(型式認証に係る手数料の額)

第十一条 法第三十五条第一項第二十七号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式一件につき三十万七千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき二百七十三万八千八百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式一件につき十五万五千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ イに掲げる型式以外の型式 一件につき百六十一万四千六百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

(設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額)

第十二条 法第三十五条第一項第二十八号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 八十二万六千七百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 当該型式の無人航空機に係る塗装の変更その他これに類する安全性及び均一性に影響しない設計又は製造過程の変更（次号ロにおいて「軽微変更」という。）をしようとする場合 三万五千四百円

二 第二種型式認証 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 四十九万八千九百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 軽微変更をしようとする場合 三万五千四百円

(無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額)

第十三条 法第三十五条第一項第二十九号に掲げる者が法第三十二条の四十七項の試験に法第三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 一万九千九百円を超えない範囲内において、法第三十二条の五十五の試験に關する実施細目（身体検査に係るものに限る。）に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 学科試験 九千九百円

ハ 実地試験 九万九千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

二 二等無人航空機操縦士 次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ 身体検査 前号イに定める額

ロ 学科試験 八千八百円

ハ 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2 法第三十五条第一項第二十九号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に關し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、三千円とする。

(無人航空機操縦者技能証明書の再交付に係る手数料の額)

第十四条 法第三十五条第一項第三十号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

(無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新に係る手数料の額)

第十五条 法第三百三十五条第一項第三十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

(無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額)

第十六条 法第三百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が法第三百三十二条の五十二第二項において準用する法第三百三十二条の四十七第一項の試験に關し法第三百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 無人航空機の種類に係る限定のみを変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万六千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万二千四百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

二 無人航空機の飛行の方法に係る限定のみを変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万四千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 四万四千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 一等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ 二等無人航空機操縦士 次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額(当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額)

(1) 身体検査 第十三条第一項第一号イに定める額

(2) 実地試験 八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2 法第三百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に關し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

(本邦外において行う検査等に係る手数料の額)

第十七条 法第三百三十五条第一項第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同項第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定(国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。)を受けようとするもの、同項第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするもの又は同項第二十五号、第二十七号若しくは第二十八号に掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするものが同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条、第三条、第九条、第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、国土交通省令で定める。

附則 抄

1 この政令は、航空法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十五号)の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附則 (平成二年三月一七日政令第七九号) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年六月七日政令第三二二号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二年八月三〇日政令第四二二号) この政令は、平成十二年九月一日から施行する。

附則 (平成二年九月一日政令第五四四号) この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一四〇号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年七月二二日政令第二四九号) この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一八年二月一日政令第一四〇号) 抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日政令第八六号) この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月一八日政令第一九七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二日政令第三七二号)
この政令は、航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十五年五月二日政令第一三三三号)
この政令は、平成二十五年五月十日から施行する。
附則 (平成二十九年三月二四日政令第五一七号)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (令和元年二月一三日政令第一八三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年三月一三日政令第四四号)
この政令は、令和二年三月二十三日から施行する。
附則 (令和二年五月一日政令第一六六号)
この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)の施行の日(令和二年六月十八日)から施行する。

附則 (令和二年七月三日政令第二二二二号) 抄
この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年六月二十日)から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十二月二十日)から施行する。

附則 (令和三年一月二五日政令第三二七号)
(施行期日)
1 この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年六月二十日)から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十二月二十日)から施行する。

2 改正法附則第三条第三項の規定により同項に規定する者が国に納付しなければならない手数料の額については、この政令による改正後の第八条の規定の例によるものとする。

附則 (令和四年五月一八日政令第一九三三号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和四年六月十八日)から施行する。

附則 (令和四年一月二八日政令第三五七号)
この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十二月五日)から施行する。

別表第一(第二条関係)

納付区分	手数料の額
ばけしな な	

らな
イ 法第十条第五項第一号から第四号飛行機

法第十条第五項第一号から第四号飛行機
最大離陸重量一基の発三百七十三万三千六百円
量五千七百動機を有(電子申請による場合に
キログラムするものあつては、三百七十三万
以下のもの(以下「単三千百円)
発機」と
いう。)

二基以上七百四十九万九千三百円
の発動機(電子申請による場合に
を有するあつては、七百四十九万
もの(以八千九百円)
下「多発
機」とい
う。)

最大離陸重量五千七百七十四万九千三百円
キログラムを超えるも
電子申請による場合に
あつては、七百四十九万
八千九百円)に、五千七
百キログラムを超える五
千七百キログラムごとに
五十万四百円を加算し
た額

回転翼最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

最大離陸重量三千百七
十五キログラム以下の
多発機
七十五十一万三千六百円
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)
最大離陸重量三千百七
十五キログラムを超え
(電子申請による場合に
あつては、七百五十一万
三千二百円)に、三千百
七十五キログラムを超え
る三千百七十五キログラ
ムごとに四十七万五千
八百円を加算した額

納付区分	手数料の額
ばけしな な	

二 法第十條第六項各号に掲げる航空機		飛行船	
二 法第十條第六項各号に掲げる航空機 イ その型式の設計について国際民間飛行機 法第航空条約の締約国たる外国が型式証明 十二その他の行為をした航空機	最大離陸重量五七千七百 キログラム 以下のもの	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	多発機 二十五万七千八百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万七千四百 円）
	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	多発機 二十五万七千八百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万七千四百 円）	二十五万七千八百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万七千四百 円）
最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	多発機 二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）	二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）	二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）
最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	多発機 二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）	二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）	二十五万九千三百円（電 子申請による場合にあつ ては、二十五万八千八百 円）

飛行船		飛行機	
動力滑空機 滑空機	最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	多発機 七十三万三千九百円（電 子申請による場合にあつ ては、七十三万三千八百 円）
動力滑空機 滑空機	最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	七十三万三千九百円（電 子申請による場合にあつ ては、七十三万三千八百 円）
動力滑空機 滑空機	最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	七十三万三千九百円（電 子申請による場合にあつ ては、七十三万三千八百 円）
動力滑空機 滑空機	最大離陸重量三千七百 十五キログラムを 超えるもの	最大離陸重量五七千七百 キログラムを 超えるもの	七十三万三千九百円（電 子申請による場合にあつ ては、七十三万三千八百 円）

<p>三 法第令で定める大変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機</p>	<p>ハ その他の航空機</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 十八万五千四百円(電子申請による場合)は、十八万五千円)</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 三百八十五万二千二百円 七百七十三万六千九百円</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 三百八十五万二千二百円 七百七十三万六千九百円</p>
--	------------------	--	---	---

<p>三 法第令で定める大変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機</p>	<p>ハ その他の航空機</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 十八万五千四百円(電子申請による場合)は、十八万五千円)</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 三百八十五万二千二百円 七百七十三万六千九百円</p>	<p>飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの 多発機 三百八十五万二千二百円 七百七十三万六千九百円</p>
--	------------------	--	---	---

業場の承認事項	七 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	八 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	九 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	飛行船		滑空機		回転翼航空機
				動力滑空機	その他の滑空機	最大離陸重量多発機	陸重量多発機	
イ 初めて認定を申請する場合 ロ その他の場合	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの
	十一万二千五百円(電子申請による場合)は、十一万二千五百円	十一万二千五百円(電子申請による場合)は、十一万二千五百円	十一万二千五百円(電子申請による場合)は、十一万二千五百円	十六万四千三百円	十六万四千三百円	十六万四千三百円	十六万四千三百円	十六万四千三百円
	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円
	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円	十六万七千五百円

業場の承認事項	申請者	認定者	区分	別表第二(第二条関係)		加算する額
				騒音の実航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲	その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機	
一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	区分	回転翼航空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	三十三万四千四百円
				飛行船	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	三十五万三千二百円
一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	区分	回転翼航空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	三十三万四千四百円
				飛行船	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	三十五万三千二百円
一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	区分	回転翼航空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	三十三万四千四百円
				飛行船	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	三十五万三千二百円
一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	区分	回転翼航空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	三十三万四千四百円
				飛行船	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	三十五万三千二百円
一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	一 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が 二 法第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が	区分	回転翼航空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	三十三万四千四百円
				飛行船	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	三十五万三千二百円

業場の承認事項	申請者	認定者	区分	別表第三(第三条関係)	手数料の額
イ 初めて認定を申請する場合 ロ その他の場合	イ 初めて認定を申請する場合 ロ その他の場合	イ 初めて認定を申請する場合 ロ その他の場合	区分	実地試験を受けようとする場合 実地試験を受け定期運送用操縦士の資格試験 ようとする場合	五千六百円 六万七千四百円

五 法第三十四条第一項の計器飛行証明を申請する者	学科試験を受けようとする場合 実地試験を受けようとする場合	五千六百円
六 法第三十四条第二項の操縦教育証明を申請する者	学科試験を受けようとする場合 実地試験を受けようとする場合	五千三百円
七 法第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者	実地試験を受けようとする場合	四千五百円

別表第四（第五条関係）

納付しなければならない者	区分	手数料の額
一 法第三十八条第一項の空港等の設置の許可を申請する者	ヘリポート	四十二万九千九百円
二 空港等について法第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者	ヘリポート	十一万五百円
	その他の空	二十五万八千三百円
	港等	百円
三 空港等について法第四十二条第二項において準用する法第四十二条第一項の検査を受けようとする者	ヘリポート	九万六千七百円
	その他の空	十九万二千三百円
	港等	百円
四 空港等について法第四十四条第四項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者	ヘリポート	九万五千八百円
	その他の空	十九万五千円
	港等	百円
五 空港等について法第四十七条第三項の検査を受ける者	ヘリポート	九万五千八百円
	その他の空	十九万五千円
	港等	百円

別表第五（第六条関係）

納付区分	手数料の額
一 飛行陸上空港計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いて飛行する着陸誘導に従って行う着陸の用に供するもの（以下「精密進入用灯火」という。）	三万九千五百円（電子申請による場合は、三万九千円）
二 夜間の着陸の用に供するもの（精密進入用灯火を除く。以下「夜間着陸用灯火」という。）	二万九千六百円

許可申請の請る者

その他の飛行場灯火	一万三千円
航空灯台	五千八百円（電子申請による場合）
NDB（無指向性無線標識施設をいう。以下同じ。）	二万九千二百円
VOR（超短波全方向式無線標識施設をいう。以下同じ。）	二万四千七百円
計器着陸装置その他のもの	二万九千二百円
着陸装置その他のもの	二万四千七百円
DME（距離測定装置をいう。以下同じ。）	一万七千九百円
衛星航行中の航空機に対する補助信号（航空機の測位の用に供するための信号をいう。以下この号において同じ。）の送信を地上から人工衛星を経由して行う機能の有するもの（以下「衛星経由送信型衛星航法補助施設」という。）	三万三千七百円
航行中の航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能の有するもの（以下「地上直接送信型衛星航法補助施設」という。）	三万五千五百円
飛行陸上空港精密進入用航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	百八十万円
飛行陸上空港精密進入用航空機を使用するとき	四百円

二 法第四十一条第一項の施設を完成し、検査を受けようとする者

項のお用する第一条の受査によらる者
 に準ずる第四項の検査を受けらる者

B ND とき	航空灯台	その他の場合	精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合	夜間着陸用灯火を精密進入用灯火に変更した場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	進入灯の検査が含まれる場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
	千二百円	四十九万四千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円
	千二百円	四十九万四千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円

D M とき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	その他の場合	計器航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	着陸装置	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合							
												航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用する
												航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
	千二百円	四十九万四千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円							
	千二百円	四十九万四千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円	十三万四千円							

